



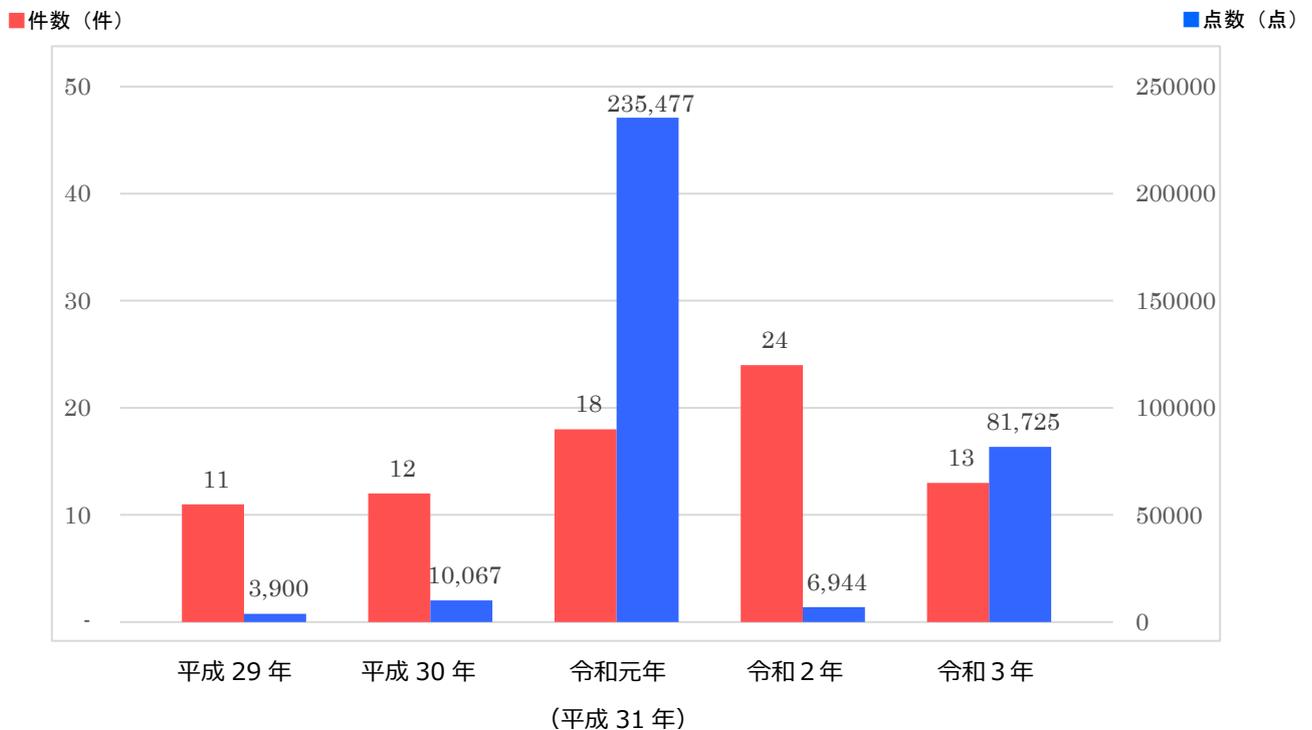
輸入差止点数が8万点超えの高水準

(令和3年の神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況)

神戸税関は、令和3年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成29年～令和3年）

令和3年に神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、13件（前年は24件）、81,725点（前年は6,944点）であり、輸入差止点数は、平成22年以降過去2番目の高水準となりました。



(注) 「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(参考) 令和3年における輸出差止件数は1件、同差止点数は6点でした。(令和2年は0件)

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等により処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和 3 年における差止めの状況（詳細は、5. 資料参照）

（1）仕出国（地域）別：中国仕出しの貨物からの発見が 12 件（92%）

仕出国別では、近年の全国の差止め傾向と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 12 件（前年は 19 件）で最多となっており、全体の約 9 割を占めました。

（2）権利別：商標権を侵害するものが 11 件（85%）

権利別では、前年同様、商標権を侵害するものが 11 件（前年は 17 件）と大きな割合を占めています。その他、特許権を侵害するものが 1 件（前年は 2 件）、意匠権を侵害するものが 1 件（前年は 1 件）でした。

（3）品目別：自動車及び付属品が 4 件（29%）と最多

主な品目別の件数では、安全を脅かす危険性のある自動車及び付属品が 4 件、コンピュータ製品が 3 件でした。

主な品目別の点数では、その他（食品用包装袋、スマートフォン等のグリップ・スタンド）が 81,382 点、コンピュータ製品（カードリーダー、メモリーカード等）が 137 点でした。

4. 差止品目例

商標権

自動車用アクセサリ



メモリーカード



意匠権

イヤホン



特許権

スマートフォン等のグリップ・スタンド



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

| 国名 | 件数 | 点数 |
|--------|----|--------|
| 中国 | 12 | 81,721 |
| インドネシア | 1 | 4 |
| 合計 | 13 | 81,725 |

(2) 権利別

| 権利 | 件数 | 点数 |
|-----|----|--------|
| 特許権 | 1 | 1,367 |
| 意匠権 | 1 | 20 |
| 商標権 | 11 | 80,338 |
| 合計 | 13 | 81,725 |

(3) 品目別

| 品名 | 件数 | 点数 |
|----------|----|--------|
| 自動車及び付属品 | 4 | 156 |
| コンピュータ製品 | 3 | 137 |
| ベルト類 | 1 | 21 |
| 電気製品 | 1 | 20 |
| 衣類 | 1 | 4 |
| キーホルダー類 | 1 | 4 |
| CD、DVD 類 | 1 | 1 |
| その他 | 2 | 81,382 |
| 合計 | 14 | 81,725 |

(※) 1 事案で複数の品目がある場合、件数・点数はそれぞれの品目に計上しています。

例) 1 事案で衣類 2 点、バッグ類 3 点の場合・・・衣類 1 件 2 点、バッグ類 1 件 3 点と計上。

【お問い合わせ先】

神戸税関総務部 税関広報広聴室 078-333-3028